

介護老人福祉施設 長生き邑  
重要事項説明書

社会福祉法人 愛の友協会  
特別養護老人ホーム 長生き邑

## 介護老人福祉施設長生き邑 重要事項説明書

### 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0475(32)2587 (午前9時から午後5時まで)

担当者 生活相談員 関田 夏実

### 2. 特別養護老人ホーム長生き邑の概要

#### (1) 施設の名称・所在地

名称	特別養護老人ホーム 長生き邑
所在地	千葉県長生郡長生村金田2133番地
介護保険指定番号	千葉県第1276800198号

#### (2) 施設の職員体制

- 1) 施設管理者 : 常勤 1名 (短期入所施設と兼務)  
施設従事者の管理、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
- 2) 医師 : 非常勤 1名 (嘱託医・短期入所施設と兼務)  
入居者に対しての健康管理及び療養上の指導を行います。
- 3) 生活相談員 : 常勤 1名 (短期入所施設と兼務)  
入居者の生活相談、処遇の企画・実施等を行います。
- 4) 介護支援専門員 : 常勤 1名  
施設サービス計画(ケアプラン)の作成を行います。
- 5) 介護職員 : 常勤換算 20名以上 (短期入所施設と兼務)  
入居者の生活全般にわたる介護業務を行います。
- 6) 看護職員 : 常勤換算 2名以上 (短期入所施設と兼務)  
入居者の保健衛生の管理・健康保持
- 7) 機能訓練指導員 : 常勤 1名 (短期入所施設と兼務)  
入居者の日常生活を営む上で必要な機能の維持・向上を図るための機能訓練を行います。
- 8) 管理栄養士 : 常勤 1名 (短期入所施設と兼務)  
食事の献立作成・栄養計算、入居者に対する栄養指導・相談等を行います。

### (3) 施設の設備概要

定 員	60名	医 務 室	1 室
居 室	入居個室 50室 短期入居個室10室	特 別 浴 室	1 室 分離型車椅子入浴 設置
相 談 室	1 室	一 般 浴 室	3 室
共同生活室	6 室		

### 3. サービス内容

#### ①食事

- ・入居者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間（朝食8時～、昼食12時～、夕食17時30分～）に行います。
- ・自立支援に配慮し、できるだけ離床し共同生活室で召し上がっていただきます。

#### ②入浴

- ・1週間に2回以上、特別浴又は一般入浴を行います。心身の状況等により、入浴ができない場合には、清拭を行います。

#### ③介護

- ・排泄の自立への介助を行います。（自然排泄への取組みを行います。）
- ・おむつ交換は、個別の排泄リズムを把握し、時間交替ではなく、個別の排泄リズムによる支援を行います。

#### ④生活相談

- ・入居者またはその家族等に対して、生活相談員が入居・退居等の相談に応じ、必要な助言・援助を行います。
- ・入居者の日常生活全般に係わる問題解決に努め、関係機関と連携し職員に対し必要な助言等を行います。

#### ⑤健康管理

- ・当施設は生活の場であり、病院と同じ様な治療はできません。
- ・入居者の日々の健康管理は、嘱託医師と看護師の業務となっています。
- ・施設の回診は、嘱託医師の鈴木神経科医師（外来：ポプラクリニック）が月2回行います。
- ・外部医療機関が主治医の場合でも入居者は、「基準省令」第46号「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第21条（健康管理）及び、第9条（記録の整備）を遵守し、常に入居者の健康管理に注意して、必要に応じて適切な措置をとるよう努めます。
- ・検温・血圧等の健康チェックは毎日適宜行い、健康診断は年1回以上実施します。

#### ⑥理容・美容

- ・美容師の出張サービスを行います。（実費）

#### ⑦レクリエーション

- ・森林浴・外気浴などレクリエーションを通し、介護予防への取組みを行います。
- ・入居者が興味を持たれることへの支援を行います。
- ・外出の際のお食事会やお茶会など自然とのふれあいを大切に、季節を実感できる支援を行います。

#### ⑧社会生活上の便宜の供与等

- ・教養娯楽設備等を備えて、適宜入居者の相談に応じ、必要な助言・援助を行います。
- ・入居者の日常生活を営むのに必要な行政機関に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合、その同意を得て代行します。
- ・入居者の家族と連絡を密にし、入居者とその家族の交流等の機会を確保します。

### 4. 利用料金

#### (1) 介護給付サービスによる料金

入居者の介護度により利用料金（1日当たり）が異なります。  
料金については、別紙料金表の通りです。

#### (2) 利用料の取り扱い

午前8時30分～午後16時30分迄とします。利用料を振り込む場合、先方で振込手数料を負担する事とします。振替手続きをとる場合は、施設側で手数料負担（50円＋消費税）します。決められた期日までに残金をおろせない場合、振込か現金を持参していただきます。

#### (3) 介護保険給付の対象とならないサービス

別紙の通りです。

### 5. 支払い方法

入居生活介護利用月の翌月15日までに当月料金の合計額の請求書に明細を付してお送りします。

入居者は、当月料金の合計額を翌月25日までに現金または振込の方法でお支払い下さい。利用料の支払いを受けた時、入居者に対して領収書を発行いたします。

### 6. 施設サービスの特徴

#### (1) 運営の方針

1) 入居者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るような、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活の支援及び機能訓練を行う事により、入居者の心身の機能維持及びご家庭の身体的並びに精神的負担軽減を支援します。

2) 入居者の家族等との連携を図るように努めるとともに、事業の実施に当たっては、

関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的サービス提供に努めます。

(2) サービスの質の向上のために、次の事を行います。

- ・職員研修があります。
- ・身体拘束はありません。ただし、緊急やむを得ない場合を除きます。
- ・褥瘡予防管理を行います。
- ・感染症管理：食中毒や感染症については蔓延を防ぐため嘱託医・医療機関との連携を密にして必要な措置を講じ予防と早期発見に努めます。
- ・サービスマニュアルを作成します。
- ・変更・追加のお申し込みができます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ☆ 面会 午前9時から午後5時までとします。  
上記以外の時間での面会は事前にご連絡下さい。
  - ☆ 外出・外泊 施設指定の届け出書を提出して下さい。
  - ☆ 飲酒・喫煙 飲酒・喫煙は健康管理のため禁止させていただきます。
  - ☆所持品の持ち込み 居室へ持ち込める範囲内とします。  
なお、火器類・危険物の持ち込みは厳禁です。
  - ☆宗教・政治活動 お断りします。
  - ☆金銭・貴重品の管理 金銭・貴重品はお持ち込みにならないようお願いいたします。  
万一紛失の場合、責任を負いかねます。
  - ☆食物・飲物の持ち込み 健康管理のため、お断りしています。
  - ☆設備・器具の使用 共用施設、備品等の取り扱いは、丁寧をお願いします。
  - ☆ペット お断りします。
  - ☆その他 他の入居者に不快な思いを与える行為や迷惑となる行為はしないで下さい。
- ☆施設内で火を用いないで下さい。
- ☆施設の設備や物品に損害を与え、またこれらを持ち出してはいけません。
- ☆衛生保持：入居者は、清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために努めます。
- ☆当施設は、洗濯機、乾燥機を使用して洗濯業務を実施しております。この洗濯業務で衣類等に変形・変色等が生じた場合も、責任を負いかねます。
- ☆当施設の、備品、消耗品に不都合が生じる場合は、各自でご用意をお願いします。
- ☆個人の希望に応じて使用する物 身体状況によって使用する物については、自費もしくは持参していただきます。

## 7. 緊急時の対応

入居者に容体の変化等があった場合、緊急連絡先に速やかに連絡を取る等の必要な措置を講じます。

## 8. 事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合、速やかに家族及び医療機関等に連絡をします。
- ・事故が発生し、損害賠償を行う場合は、適切に対応します。ただし、家族等による外出・外泊等施設の責任にならない場合を除きます。

## 9. 非常災害対策

- ・防災時の対応 職員からなる自衛消防隊により速やかに行います。
- ・防災設備 各設備については、契約している業者による定期点検を実施し、その対応に備えています。
- ・防災訓練 年3回実施

## 10. 掲示

施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択についての重要事項を提示します。

## 11. サービス内容に関する相談、苦情

入居者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、施設のサービスや設備に関する入居者からの要望・苦情に対して迅速に対応いたします。

相談・苦情担当 : 敷田 圭志  
電話番号 0475-32-2587  
FAX 0475-32-1345  
※受付時間 月～日曜日 9時～17時

☆サービス内容に関する相談・苦情の受付は下記でも受け付けております。

長生村	長生村役場 福祉課 介護保険係	所在地	長生村本郷1-77
		電話番号	0475-32-6809
茂原市	茂原市役所 福祉部 高齢者支援課	所在地	茂原市道表1番地
		電話番号	0475-20-1572
白子町	白子町役場 健康福祉課	所在地	白子町関5074-2
		電話番号	0475-33-2113
睦沢町	睦沢町役場 福祉課 福祉介護班	所在地	睦沢町下之郷1650-1
		電話番号	0475-44-2504

長南町 長南町役場 福祉課 福祉介護係	所在地 長南町長南 2 1 1 0 番地 電話番号 0 4 7 5 - 4 6 - 2 1 1 6
一宮町 一宮町役場 福祉健康課介護保険係	所在地 一宮町一宮 2 4 5 7 番地 電話番号 0 4 7 5 - 4 2 - 1 4 3 1
大網白里市 大網白里市役所 高齢者支援課介護保険班	所在地 大網白里市大網 1 1 5 番地 2 電話番号 0 4 7 5 - 7 0 - 0 3 0 9
いすみ市 いすみ市役所 健康高齢者支援課介護保険班	所在地 いすみ市大原 7 4 0 0 - 1 電話番号 0 4 7 0 - 6 2 - 1 1 1 8
御宿町 御宿町役場 保健福祉課福祉介護班	所在地 御宿町須賀 1 5 5 2 番地 電話番号 0 4 7 0 - 6 8 - 6 1 7 6
九十九里町 九十九里町役場 健康福祉課高齢者福祉係	所在地 九十九里町片貝 4 0 9 9 番地 電話番号 0 4 7 5 - 7 0 - 3 1 8 4

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	所在地 千葉市稲毛区天台 6 - 4 - 3 電話番号 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 8
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4 - 3 電話番号 0 4 3 - 2 4 6 - 0 2 9 4

## 1 2. 法人の概要

法人名	社会福祉法人 愛の友協会
施設名	特別養護老人ホーム 長生き邑
所在地	千葉県長生郡長生村金田 2 1 3 3 番地
電話番号	0 4 7 5 - 3 2 - 2 5 8 7
F A X	0 4 7 5 - 3 2 - 1 3 4 5
施設が行っている事業	1. 介護老人福祉施設 2. 短期入所生活介護

令和 年 月 日

入居生活介護利用にあたり、入居者に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

(施設)

所在地 千葉県長生郡長生村金田2133番地  
法人名 社会福祉法人 愛の友協会  
名称 特別養護老人ホーム 長生き邑  
指定番号 千葉県第1276800198号

施設管理者 敷田 圭志

説明者 職名 生活相談員  
氏名 関田 夏実

私は、契約書および本書面により、施設から入居生活介護についての重要事項の説明を受けました。

(入居者)

住所

氏名

(連帯保証人)

住所

氏名

(連帯保証人)

住所

氏名

(緊急時連絡先)

住所

氏名